

## 令和2年第4回定例会提出議案

### ■ 12月7日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
議案第80号	市道路線の認定について	1 開発行為による道路の帰属に伴う路線の認定 2 認定路線 9路線	総務建設 常任 委員会	可決
議案第81号	大東市道路線の区域外認定の承諾について	1 大東市において門真市域内の土地である門真市岸和田3丁目1201番2を含み大東市道三箇六丁目10号線として認定することを承諾するもの 2 認定路線 1路線	総務建設 常任 委員会	可決
議案第82号	動産の取得について	1 取得する動産 門真市小中学校大型提示装置（電子黒板等） 2 取得価額 91,300,000円 3 取得の相手方 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル S k y株式会社 代表取締役 大浦 淳司	文教こ ども常 任委員 会	可決
議案第83号	動産の取得について	1 取得する動産 門真市中学校大型提示装置（電子黒板機能付プロジェクター等） 2 取得価額 41,250,000円 3 取得の相手方 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル S k y株式会社 代表取締役 大浦 淳司	文教こ ども常 任委員 会	可決
議案第84号	動産の取得の一部変更について	令和2年門真市議会第3回定例会において議決を得た動産の取得の一部を変更するもの 変更内容 金額を「330,215,655円」から「356,815,305円」に変更するもの	文教こ ども常 任委員 会	可決
議案第85号	門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真市立公民館 (2) 門真市立門真市民プラザ 2 指定管理者に指定する団体 特定非営利活動法人トイボックス 3 指定期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで	民生水 道常任 委員会	可決
議案第86号	門真市立図書館の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立図書館（門真市新橋町3番4-101号） 2 指定管理者に指定する団体 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 3 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	民生水 道常任 委員会	可決
議案第87号	門真市営住宅の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 本町市営住宅	総務建設 常任	可決

	て	(2) 寿市宮住宅 (3) 新橋市宮住宅 (4) 門真住宅 (5) 門真千石西町住宅 (6) 門真四宮住宅 2 指定管理者に指定する団体 日本管財株式会社 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	委員会	
議案第88号	門真市有料自転車駐車場の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真市駅北自転車駐車場 (2) 門真市駅南第2自転車駐車場 (3) 門真市駅南第3自転車駐車場 (4) 古川橋駅自転車駐車場 (5) 大和田駅自転車駐車場 (6) 萱島駅西自転車駐車場 (7) 門真南駅機械式自転車駐車場 2 指定管理者に指定する団体 ミディ総合管理株式会社 3 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	総務建設常任委員会	可決
議案第89号	門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東第2地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の制定について	1 要旨 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（北島東第2地区）の区域内における建築物の敷地及び構造に関する制限並びに緑化率の最低限度に関し、必要な事項を定めるもの 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第90号	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 要旨 ひとり親家庭医療費及びこどもの医療費の助成対象に精神病床への入院に係る医療費を追加するもの 2 施行日 令和3年4月1日	文教こども常任委員会	可決
議案第91号	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 要旨 重度障がい者医療費の助成対象に精神病床への入院に係る医療費を追加するとともに、住所地特例に係る所要の改正を行うもの 2 施行日 令和3年4月1日	民生水道常任委員会	可決
議案第92号	令和2年度門真市一般会計補正予算（第11号）	既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,866,569千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 市税・市民税 $\Delta 70,091$ 千円 市税・固定資産税 $\Delta 47,312$ 千円 市税・軽自動車税 $\Delta 4$ 千円 市税・都市計画税 $\Delta 10,138$ 千円 利子割交付金・利子割交付金 $\Delta 12,173$ 千円 法人事業税交付金・法人事業税交付金 $\Delta 1,046$ 千円	総務建設常任委員会  民生水道常任委員会  文教こども常任委員	可決

		地方交付税・地方交付税 使用料及び手数料・手数料 国庫支出金・国庫負担金 国庫支出金・国庫補助金 府支出金・府負担金 府支出金・府補助金 繰入金・基金繰入金 諸収入・雑入 市債・市債  (2) 歳出(歳出補正の内容) 議会費・議会費 総務費・総務管理費 総務費・徴税費 総務費・戸籍住民基本台帳費 総務費・選挙費 総務費・統計調査費 民生費・社会福祉費 民生費・児童福祉費 民生費・生活保護費 民生費・国民健康保険費 衛生費・保健衛生費 衛生費・清掃費 農林水産業費・農業費 商工費・商工費 土木費・土木管理費 土木費・道路橋りょう費 土木費・河川費 土木費・都市計画費 土木費・住宅費 教育費・教育総務費 教育費・小学校費 教育費・中学校費 教育費・幼稚園費 教育費・社会教育費 教育費・保健体育費 予備費・予備費	△552,908千円 456千円 9,593千円 8,954千円 55,497千円 11,938千円 580,434千円 2,291千円 300,365千円  △11,854千円 51,888千円 △171千円 △2,053千円 549千円 72千円 40,977千円 11,727千円 △1,580千円 74,446千円 △443千円 △1,563千円 △36千円 795千円 18,914千円 △12,691千円 △1,226千円 4,132千円 △58千円 107,582千円 3,170千円 △7,317千円 7,730千円 △2,498千円 760千円 △5,396千円	会	
		2 債務負担行為の補正 追加分 目的 市税徴収コールセンター業務委託(5) 期間 令和2年度～令和3年度 限度額 4,958千円  目的 保育料徴収コールセンター業務委託(4) 期間 令和2年度～令和3年度 限度額 1,293千円  目的 自転車駐車場指定管理委託(4) 期間 令和2年度～令和5年度			

		<p>限度額 120,780千円</p> <p>目的 門真市営住宅指定管理委託(2) 期間 令和2年度～令和7年度 限度額 1,154,333千円</p> <p>目的 門真市民プラザ等指定管理委託(2) 期間 令和2年度～令和6年度 限度額 526,192千円</p> <p>目的 学校給食調理業務委託(24) 期間 令和2年度～令和5年度 限度額 83,852千円</p> <p>目的 (仮称)市立生涯学習複合施設設計支援業務委託 期間 令和2年度～令和4年度 限度額 50,567千円</p> <p>目的 図書館指定管理委託 期間 令和2年度～令和6年度 限度額 81,142千円</p> <p>3 地方債の補正 追加分 目的 減収補てん 限度額 375,000千円</p> <p>目的 徴収猶予特例 限度額 80,900千円</p> <p>変更分 目的 道路等整備 限度額 109,700千円→ 94,200千円</p> <p>目的 公園整備 限度額 65,000千円→ 71,700千円</p> <p>目的 臨時財政対策 限度額 1,550,064千円→ 1,403,329千円</p>										
議案第93号	令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,043,043千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">国民健康保険料・国民健康保険料</td> <td style="text-align: right;">△89,556千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府補助金</td> <td style="text-align: right;">959千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・一般会計繰入金</td> <td style="text-align: right;">74,446千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">1,659千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容)</p>	国民健康保険料・国民健康保険料	△89,556千円	府支出金・府補助金	959千円	繰入金・一般会計繰入金	74,446千円	国庫支出金・国庫補助金	1,659千円	総務建設常任委員会  民生水道常任委員会	可決
国民健康保険料・国民健康保険料	△89,556千円											
府支出金・府補助金	959千円											
繰入金・一般会計繰入金	74,446千円											
国庫支出金・国庫補助金	1,659千円											

		<p>総務費・総務管理費 <math>\Delta 12,345</math>千円  保健事業費・特定健康診査等事業費 <math>\Delta 147</math>千円</p> <p>2 債務負担行為の補正  追加分  目的 保険料徴収コールセンター業務委託 (5)  期間 令和2年度～令和3年度  限度額 4,359千円</p>		
議案第94号	令和2年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,972,033千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正  (1) 歳入 (歳入補正の内容)  繰入金・一般会計繰入金 <math>1,244</math>千円  国庫支出金・国庫補助金 <math>396</math>千円</p> <p>(2) 歳出 (歳出補正の内容)  総務費・総務管理費 <math>1,640</math>千円</p> <p>2 債務負担行為の補正  追加分  目的 保険料徴収コールセンター業務委託 (4)  期間 令和2年度～令和3年度  限度額 485千円</p>	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生水道常任委員会</p>	可決
議案第95号	令和2年度門真市水道事業会計補正予算 (第4号)	<p>既定の収益的支出の総額から563千円を減額し、収益的支出の総額を2,535,968千円とし、既定の資本的支出の総額に3,939千円を追加し、資本的支出の総額を2,103,467千円とする。</p> <p>1 収益的支出の補正  (1) 収益的支出 (支出補正の内容)  水道事業費用・営業費用 <math>\Delta 563</math>千円</p> <p>2 資本的支出の補正  (1) 資本的支出 (支出補正の内容)  資本的支出・建設改良費 <math>3,939</math>千円</p> <p>3 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正  議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費の額を280,867千円に改める。</p>	民生水道常任委員会	可決
議案第96号	令和2年度門真市公共下水道事業会計補正予算 (第2号)	<p>既定の収益的収入の総額から7,255千円を減額し、収益的収入の総額を4,014,646千円とし、既定の収益的支出の総額から7,930千円を減額し、収益的支出の総額を3,765,006千円とする。</p> <p>既定の資本的収入の総額に14,400千円を追加し、資本的収入の総額を3,522,350千円とし、既定の資本的支出の総額から238千円を減額し、資本的支出の総額を5,244,560千円とする。</p> <p>1 収益的収入及び支出の補正  (1) 収益的収入 (収入補正の内容)  下水道事業収益・営業収益 <math>\Delta 7,239</math>千円</p>	民生水道常任委員会	可決

		<p>下水道事業収益・営業外収益 △16千円</p> <p>(2) 収益的支出 (支出補正の内容)</p> <p>下水道事業費用・営業費用 △7,930千円</p> <p>2 資本的収入及び支出の補正</p> <p>(1) 資本的収入 (収入補正の内容)</p> <p>資本的収入・企業債 14,400千円</p> <p>(2) 資本的支出 (支出補正の内容)</p> <p>資本的支出・建設改良費 △238千円</p> <p>3 企業債の補正</p> <p>変更分</p> <p>目的 資本費平準化</p> <p>限度額 903,000千円→ 917,400千円</p> <p>4 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正</p> <p>議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の額を203,139千円に改める。</p> <p>5 他会計からの補助金の補正</p> <p>一般会計から補助を受ける金額を1,767,615千円に改める。</p> <p>6 利益剰余金の処分の補正</p> <p>減債積立金に処分する金額を329,992千円に改める。</p>		
議案第97号	人権擁護委員候補者の推薦について	白土 清治委員の任期満了(令和3年6月30日)に伴うもの	—	同意
議案第59号	令和元年度門真市水道事業剰余金の処分について	令和元年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に450,000千円をそれぞれ積み立て、自己資本金への組入として483,245,456円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決
議案第60号	令和元年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	令和元年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に86,000千円を積み立て、自己資本金への組入として132,543千円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決
認定第1号	令和元年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外4会計	決算特別委員会	認定
認定第2号	令和元年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
認定第3号	令和元年度門真市公共下水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
請願第1号	<p>種苗法「改正」の中止を国に求める請願</p> <p>【請願者】 尾方実佳 外87人</p> <p>【紹介議員】 亀井 淳</p>	<p>今、国において品種登録をした農産物(以下登録品種)の国外流出の防止を図ることなどを目的とした種苗法の「改正」が検討されており(衆議院では可決)その「改正案」内容の一つとして、農業者が登録品種の自家増殖を行う場合に育成者権者の許諾を必要とすることが盛り込まれています。</p> <p>こんなことになれば、今まで認められてきた農家の種取り、自家増殖の権利が制限されてしまいます。毎年、種子を購入しなければならなくなり、農家には大きな負担になってしまいます。</p> <p>今、国会において国は、許諾が必要なのは登録品種のみと</p>	—	不採択

		<p>説明しています。在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、今後、一般品種が登録される可能性もあります。登録品種は2016年まで82種、2017年まで289種、2018年まで356種、2019年3月まで387種にと、ふやされています。その中にはニンジン、ホウレンソウ、キュウリなど日常に欠かせない野菜類も含まれています。</p> <p>今回の「改正案」は育成者権者にとってはとても有利ですが、これまで門真市内の農家に取り組んできた、門真レンコンやクワイなどの伝統野菜を初め、在来種の栽培、種取りを諦めさせることになってしまいます。また消費者の選ぶ権利を奪う事にもなりかねません。</p> <p>今、世界は、大幅な人口増、地球温暖化による異常気象で食料を初めとする資源の取り合いが、深刻な事態になると言われています。そのようなもとで、日本の食料自給率は2018年、過去最低の37.3%まで下がりました。農業生産者も急速な減少、耕作農地も年々減少しています。日本の国民が、50年先、100年先、未来永劫、飢えないための努力が求められています。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>政府は、国民、地域の批判の声が広がる中で、十分な審議をせずとその声を無視し衆議院では、可決されました。</p> <p>地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する立揚から、農家の権利を制限する種苗法「改正」を中止することを国に求めて下さい。</p>		
--	--	--	--	--

■ 12月17日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果														
議案第98号	令和2年度門真市一般会計補正予算（第12号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,216,804千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">国庫支出金・国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">190,235千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td style="text-align: right;">160,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">総務費・総務管理費</td> <td style="text-align: right;">50,003千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・児童福祉費</td> <td style="text-align: right;">107,536千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費・保健衛生費</td> <td style="text-align: right;">79,718千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・教育総務費</td> <td style="text-align: right;">111,250千円</td> </tr> <tr> <td>予備費・予備費</td> <td style="text-align: right;">1,728千円</td> </tr> </table> <p>2 債務負担行為の補正</p> <p>追加分</p> <p>目的 新型コロナワクチン接種券作成等支援業務委託</p> <p>期間 令和3年度</p> <p>限度額 110,436千円</p>	国庫支出金・国庫補助金	190,235千円	繰入金・基金繰入金	160,000千円	総務費・総務管理費	50,003千円	民生費・児童福祉費	107,536千円	衛生費・保健衛生費	79,718千円	教育費・教育総務費	111,250千円	予備費・予備費	1,728千円	—	可決
国庫支出金・国庫補助金	190,235千円																	
繰入金・基金繰入金	160,000千円																	
総務費・総務管理費	50,003千円																	
民生費・児童福祉費	107,536千円																	
衛生費・保健衛生費	79,718千円																	
教育費・教育総務費	111,250千円																	
予備費・予備費	1,728千円																	

■ 12月18日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
議員提出 議案第5号	<p>不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 岡本 宗城 内海 武寿 五味 聖二 後藤 太平 大倉 基文 大西 康弘 福田 英彦</p>	<p>日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最多を更新したことがわかった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々がふえていることから、治療件数も45万4893件と過去最多となった。</p> <p>国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。</p> <p>厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。</p> <p>よって政府においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療への保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」を初め、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。</li> <li>2 不妊治療への保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。</li> <li>3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。</li> <li>4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和2年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>	—	可決
議員提出 議案第6号	30人以下学級の推進に関する意見書	<p>これまで、時代の変化に即した新しい教育を実現することが喫緊の課題であるとの認識のもと、少人数学級・指導を推進す</p>	—	可決

**【提出者】**

門真市議会議員

岡本 宗城

内海 武寿

五味 聖二

後藤 太平

大倉 基文

大西 康弘

福田 英彦

るとともに、小学校専科教育、特別支援教育、いじめ問題、学校の組織運営の改善などの教育課題に対応する教職員定数の充実を強く求めてきた。

社会のあり方が劇的に変化する中において、誰ひとり置き去りにすることなく全ての子どもたちの多様な個性と可能性が最大限に発揮されるよう、「GIGAスクール構想」のもとでの1人1台端末の効果的な活用とともに、学習履歴（スタディ・ログ）等のデータを分析するために必要なシステムや体制の整備、個別最適な学習計画の作成等により、子どもたち一人一人の特性や学習状況、家庭環境等に応じたきめ細かい教育を推進することが重要である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、次なる感染症や災害等の緊急時においても、国内外の全ての子どもたちの学びを保障することができる環境整備を早急に行う必要がある。

よって政府においては、このような状況を踏まえ、下記の事項の実現に万全を期すことを強く求める。

記

- 1 ICTの効果的な活用を含むきめ細かい指導や心のケア、感染症対策の充実に向け、義務教育段階においておおむね30人以下の少人数編成を可能とする学校施設の環境整備及び教職員定数の計画的な改善と指導力の向上を図ること。
- 2 教員の質の担保を図るため、教員採用試験の抜本的な改革及び教員の多忙化解消を進めること。
- 3 特別支援教育は、障がいのある子どもたちのため、新しい時代の特別支援教育の構築・推進に向けて、子どもたちの実態を踏まえ、設置基準及び運営指針を具体的に示すなど、必要な改善策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

門真市議会

内閣総理大臣

財 務 大 臣 各宛て

文部科学大臣